

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年東大阪市条例第15号)第2条の規定に基づき、東大阪ブランド認定審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 企業の経営に関し優れた識見を有する者
- (2) 商品の開発、生産等に関し優れた識見を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 経済団体の役員又は職員
- (5) 本市の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、前条第2項の規定により委嘱され、又は任命された日が属する年度の翌年度の末日までとする。
ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(部会)

第6条 委員会に、東大阪ブランドの認定に当たっての審査をさせるため、部会を置く。

2 部会は、委員長が指名する5人以上の委員で構成する。

3 部会に部会長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員会において別段の定めをした場合のほかは、部会の議決をもって委員会の議決とする。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市魅力産業スポーツ部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。